

部会ニュース「6-135」を発行しました。

■介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて 厚労省

▷介護事業者経営情報システムの名称決定（厚労省により来年1月から稼働）

- ・厚労省は11月28日、すべての介護サービス事業者を対象に、毎会計年度終了後に経営情報の報告を義務づける新たな制度のために新設する専用システムを、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」との名称に決定したと発表した。新たな制度は、昨年の法改正に基づいて今年4月に創設されたもの。
- ・2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、感染症等による経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、介護事業者の経営状況や実態を正確に把握・分析することが目的だ。
- ・介護事業者の経営情報システムは、来年1月から稼働予定。事業者は毎会計年度終了後、経営情報を都道府県知事へ報告することになる。
- ・厚労省は、介護保険最新情報Vol.1330内で現場の関係者に広く呼びかけるとともに、運用マニュアルも作成。併せて、事業者向けに新たな制度についてのわかりやすいリーフレットも公表している。

※詳細は下記からご確認ください。

○介護サービス事業者経営情報データベースシステム

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

▷介護サービス事業者経営情報データベースシステム、運用マニュアルを発出
（厚労省、全事業所に新システム利用の準備を要請）

- ・厚労省は令和6年11月28日、介護サービス事業者の経営情報報告に対応した「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」の運用マニュアルおよび関連資料を発出した。本システムは介護保険法第115条の44の2に基づき、事業者の経営情報を一元的に管理する新たな仕組みであり、来年度から本格運用が予定されている。

●システム導入の背景と目的

- ・本システムは、事業者の経営情報の透明性を高めるとともに、介護保険制度の運営をより効率化することを目的としている。これにより、都道府県知事への報告が簡略化され、関係者間でのデータ共有が容易になると期待されている。

●運用マニュアルと関連資料の内容

- ・操作マニュアル（詳細版）：事業所向けのシステム操作手順を詳細に解説。
- ・かんたん操作ガイド（ファイル登録版・画面入力版）：初心者向けに基本操作を簡潔にまとめた資料。
- ・リーフレット：システムの概要や利用手順を説明する広報資料。
- ・G ビズ ID 取得手引き：システム利用に必要な事業者認証用 ID の取得方法を解説した資料。

※詳細は下記資料をご確認ください。

- 介護保険最新情報 Vol.1330「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するシステムに係る運用マニュアル等の発出について」

（令和6年11月28日）厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001341935.pdf>